奥野総合法律事務所·外国法共同事業

URL http://www.okunolaw.com

E-mail info@okunolaw.com

〒104-0031 東京都中央区京橋1-2-5 京橋TDビル8階 (受付7階)

TEL: 03-3274-3805 / FAX: 03-3272-2245



依頼者との縁を大切に

業であろうと個人であろうと相談を真摯に受け止 め、志をもって事に当たってきましたし、この姿勢 は今後も変わりません。その結果、当事務所の考え 方に共感してくださった方々から "知人の相談を受 けてほしい"と依頼され、その繰り返しでここまで 続けてきました。人との縁を大切にすることを心が けています」。藤田浩司弁護士をはじめ、奥野総合 法律事務所・外国法共同事業の弁護士たちは一様に "縁"という言葉を口にする。事業再生や倒産処理 の実績の多さから企業法務しか扱っていないと思わ れがちであるが、市民に開かれた市井の法律事務所 という姿勢で在り続ける。縁を大切にする姿勢は事 務所内の弁護士同士でも同様である。「もちろん仕 事に対しては厳しいですが、一人ひとりの人間性を 重視し、お互いに尊重しあっています。弁護士同士 に垣根がなく、とても風通しが良いため、長年にわ たって在籍する弁護士がほとんどですし、これから 入所される方々にも、ともに事務所を支えてくれる ことを求めています」(藤田弁護士)。

「依頼者と正面から向き合い、その依頼者をどうす

れば助けることができるか。これまで、依頼者が企

個々の専門性を着実に伸ばす

「"形式的には法律に違反しないと思われるが問題ないか"という問い合わせを受けることが増えています。東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員として活動していますが、そこでの調査研究活動はコンプライアンスに関する問題に対応するのにとても役立っていますし、危機対応に通じる部分もあると思っています。反社会的勢力との関係遮断が社会的要請となる中、企業には適切な対応が求められています」。民事介入暴力問題に取り組む増江亜佐緒弁護士は強く語る。増江弁護士はこのほか、フロンティア・マネジメントに出向して事業再生案件に取り組んだり、東邦銀行の唯一の女性の社外取締役として日常の弁護士業務以外のことにも積極的に取り組んでいる。

「弁護士の国際業務は、海外の弁護士や、同じ事務 所の専門分野の異なる弁護士・パラリーガルをまと め、クライアントの意向もふまえて案件を進めてい く、というオペレーションの担当が重要部分を占め ます。高い英語力や各国の法制度の理解は当然とし て、チームをうまく機能させる力が問われます」。 ニューヨーク州弁護士の資格を併せ持ち、法務省の



法令外国語訳推進会議の委員も務める坂野維子弁護士は、同事務所で日本法弁護士の中核として、在籍するスイス法弁護士とも協働し、日本企業の海外進出および外国企業の日本進出の双方向から、国際取引案件を扱っている。「海外とのネットワークも重要ですので、IBAやLAWASIA等の国際会議では、共同執筆プロジェクトや委員会活動を通じて海外弁護士との強い信頼関係を築くようにしています。最近は、より大規模な国際案件にも柔軟に対応できるよう、事務所の若手弁護士を国際業務分野で育成することにも力を入れています」(坂野弁護士)。

「東日本大震災事業者再生支援機構への出向で、事業 再生計画の策定から金融機関との交渉、同意を得ると いう事業再生のプロセスをプロジェクトマネージャー の立場で数多く経験できたことは、出向後、弁護士と して事業再生案件に取り組む上でも、とても有意義で あったと感じています」。鹿田順平弁護士は出向中の 日々を振り返る。「事業再生の実績がある法律事務所 からの出向ということもあり、権利関係者が特に多い 困難な案件等を任されることが多くありましたが、当 事務所の理念である"志をもって事に当たる" "愚直 なまでに誠実に"という姿勢で臨んだ結果、最終的に 支援に辿り着くことができました。私も地方出身とい うこともあり、今後も地方企業の事業再生案件に積極 的に携わり、一社でも多くの地方企業をサポートする ことで地域の活性化に役立っていきたいと考えていま す」(鹿田弁護士)。

「事業再生やM&Aの過程における労働問題に主 に取り組んでいます。再生過程での裁判所手続や労 働組合との団体交渉への同席、労働委員会の不当労 働行為救済手続などです。以前、売手側として参画 した事案で "買手企業側の労務管理方法に不安がある" などとしてM&Aになかなか賛同していただけない労働組合と粘り強く団体交渉を重ね、争議行為などにも発展しましたが、何とかクローズできたことが印象に残っています。解決基準は法律にありますが、その説明だけでは大きく立場の異なる相手方の了承を得ることは難しいことを学びました」。吉岡剛弁護士は労働法制特別委員会など事務所外の活動にも力を入れる。一方、経営法曹会議や日本労働弁護団には所属せず、企業側だけでなく労働者側の立場で参画することも多いという。

全員がさまざまな法分野に精通しつつ、その中で も得意分野を伸ばし、より一層、総合力を発揮でき る事務所として発展を続けている。

DATA

◎所属弁護士等 弁護士35名、外国法事務弁護士1名 (2016年12月1日現在)

○沿革 1924年(大正13年)「奥野彦六法律事務所」として創設。1979年(昭和54年)「奥野法律事務所」に改称。1996年(平成8年)「奥野総合法律事務所」に改称。2014年(平成26年)「奥野総合法律事務所・外国法共同事業」に改称。2016年(平成28年)弁護士法人設立

◎過去の主要案件 ▽事業再生・倒産(地方インフラ企業、旅館、ホテル、医療法人等多数の私的整理、アイフルの事業再生ADR、日本リース、ホリデイタワーほかの更生管財人、スーパーマーケット、旅館、ホテル、消費者金融、ゴルフ場、テーマパーク、設計事務所等の民事再生申立てなど)▽訴訟事件(マンション管理組合預金帰属訴訟、学校法人による元理事らに対する不適切な投資行為に関する損害賠償請求訴訟、取締役の責任追及訴訟など)▽国際案件(国際M&A、航空機の販売・リース事業展開に関する契約書レビュー・交渉助言、ハーグ条約による子の返還事件など)

◎所属弁護士等による主な著書・論文(共著含む)

『ABL実行の手引き 融資から回収まで』(経済法令研究会、2015)、『金融機関のための倒産・再生の実務』(きんざい、2013)、『注釈破産法』(きんざい、2015)、『新労働事件実務マニュアル第4版』(ぎょうせい、近刊)▽「倒産手続における株式の消滅時期」(金融法務事情2048号、2016)、「投資事業有限責任組合による抵当権の実行」(旬刊「金融法務事情」2040号)「別除権協定の解除と抵当権の実行」(金融法務事情2036号、2016)など

53